

登下校の時間帯に子供を見守るボランティア活動

「スクールガード」への参加をお願いします。

(問合せ先) 保健体育課 児童・生徒防犯安全対策室

電話 047-436-2876

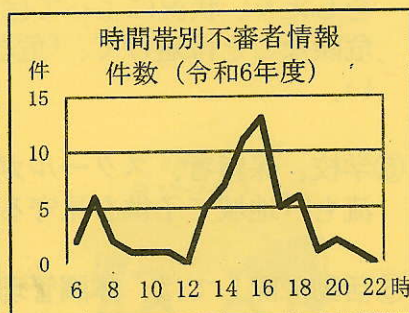
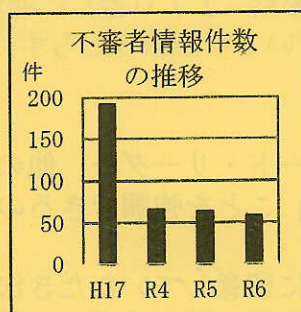
～あなたの視線が、子供を犯罪から守ります～

子供の不審者被害を抑止することを目的として、登下校の時間帯を中心に子供を見守る無償のボランティア活動「スクールガード」を実施しています。保護者の方々や地域の方々が「スクールガード」となることで、子供を見守る地域の「目」が増え、不審者被害の抑止につながります。小学校を核として全市的に取り組むことで、『市全体で子供を見守っている』という土壌を育むことができます。

各小学校で参加の受付をしていますので、ぜひご参加をお願いいたします。

<不審者情報の現状>

スクールガードや地域の方々の防犯活動により、スクールガード事業を開始する前の平成17年度に比べて、子供達が不審者被害に遭遇する事案は大きく減少しています。しかしながら、依然として不審者による被害は発生しており、特に下校時間後の午後2時台から午後4時台に多く発生しています。このことから、多くの目で子供を見守る活動が必要となります。



<スクールガードの活動内容>

登下校の時間帯（午前7時～8時前後、午後2時～4時前後）を中心に10分から30分程度、学校から配付される腕章と帽子を身に着けて、通学路や近くの公園などで子供の見守りをします。活動は週に1回や月に1回でもかまいません。活動できるときに、できる範囲でお願いいたします。

<登録方法>

- ①「スクールガード登録用紙」を活動される小学校に持参してください（郵送や電子メール等での提出はできません。必ず学校までご持参ください）。
- ②「地域で子供を見守る」ことを強調するため、原則2人以上の団体を組織して登録をお願いしています。個人での登録も可能ですが、その場合には「活動する小学校の校長を代表者とした団体の一員」として登録していただくことになりますので、活動される小学校に「個人登録したい」ということを申し出てください。

<登録内容の変更方法>

団体のメンバーや代表者等に変更がある場合は、「スクールガード登録用紙」に変更内容を記入し、活動している小学校に持参してください。

スクールガード活動中の注意点等

- ①活動中は子供からスクールガードであることがわかるように、**腕章と帽子を子供から見やすい場所に付けてください。**腕章と帽子はどちらか片方の着用でもかまいません。
※活動をやめる場合は腕章と帽子を学校に返却してください。
- ②次のような場所に注意して見守りをしてください。

☐ 人通りが少ない道路や公園	☐ 高架下やトンネルの中などの薄暗い場所
☐ 荒れた空き家や店舗、倉庫の周辺	☐ 駐車場や駐輪場
- ③**出勤途中や犬の散歩、買い物などに合わせて腕章や帽子を付けていただくだけでも、不審者を抑制する十分な効果があります。**日常的な生活の中で活動していただき、子供に「おはよう」「こんにちは」など声をかけていただけるだけでも、十分子供の見守りにつながりますので、お気軽にご参加ください。
- ④活動中、子供に声をかけている不審な人物を見かけたら、子供に「大丈夫？」と声かけをしたり、状況によっては警察（１１０番）に通報したりするとより効果的です。なお、危険なことは避けて、「危ない！」と思ったらすぐに警察（１１０番）に通報してください。
- ⑤学校、保護者、スクールガード・リーダー、他のスクールガード団体の方々などとの交流も「地域で子供を見守る」ことを強調できるので効果的です。
- ⑥活動に際しては、体調管理に留意していただき決して無理をせずできる範囲で継続的な活動をお願いします。特に夏場の暑い時期は、熱中症に罹らないよう休憩や水分をこまめに摂るなどしてください。
- ⑦活動中の事故は、市が加入している「船橋市市民活動総合補償制度」で補償されます。事故や怪我が起きましたら活動している学校までご連絡ください。

その他の注意点等

- ①市では「ふなばし情報メール」で不審者情報等の配信をしています。情報共有の為に、ぜひ配信登録をご検討ください。

★登録はこちら→

<https://www.city.funabashi.lg.jp/shisei/kouhou/006/p009042.html>



- ②スクールガードは子供の不審者被害を抑止することを目的としたボランティア活動ですが、活動に合わせて交通安全の見守りをされる場合は、**自動車を停止させる権限がありません**のでご注意ください。運転者とトラブルや、事故に遭う可能性があります。交差点や横断歩道などでは車を止めるのではなく、「車が来ているから今は渡らないでね」と、子供を止めて横断を見守るようお願いいたします。

- ③千葉県では通学路における子供の誘導活動などを行う「交通安全推進隊」制度があります。**横断旗やベストの配付がありますので、交通安全の見守りをされる方は、ぜひ交通安全推進隊の登録も併せてお願いいたします。**

★詳しくはこちら→

<https://www.pref.chiba.lg.jp/seikouan/koutsuuanzen/jikoboushi/kenminsanka/suishintai/index.html>

